

川崎市指令環廢 第 712 号

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 18 年 8 月 11 日

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目 1 番 5 号

氏 名 株式会社 エバーグリーンライン  
代表取締役 比嘉良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン

川崎市長 阿 部 孝 夫



許可の年月日	平成 18 年 8 月 11 日	許可番号	1175
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	木くず又はがれき類の破碎施設 (がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)		
設置場所	川崎市川崎区扇町 1 番 1		
処理能力	315 t / 日 (9 時間稼動) 35 t / 時間		
許可の条件			
規則第 11 条第 7 項の規定による許 可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があつたことを知った日）の翌日から起算して 6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第二十号（第十二条の五関係）

川崎市指令環廃第161号

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年10月24日

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏 名 株式会社エバーグリーンライン  
代表取締役 比嘉 良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。  
株式会社 エバーグリーンライン

川崎市長 阿 部 孝 夫



許 可 の 年 月 日	平成25年10月24日	許可番号	1224
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、木くず)		
設 置 場 所	川崎市川崎区扇町1番1 (扇町9番1号)		
処 理 能 力	廃プラスチック類 5.5t/日 (9時間稼働) 木くず 15.9t/日 (9時間稼動)		
許 可 の 条 件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
留 意 事 項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

川崎市指令環廃第65号

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年8月7日

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏 名 株式会社 エバーグリーンライン  
代表取締役 比嘉 良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日	令和元年8月7日	許可番号	1242
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、がれき類、ガラスくず)		
設置場所	川崎市川崎区扇町1番1(扇町9番1号)		
処理能力	がれき類 61.2t/日 (9時間稼働) ガラスくず 32.4t/日 (9時間稼働)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第二十号（第十二条の五関係）

川崎市指令環廃第66号

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年8月7日

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏 名 株式会社 エバーグリーンライン  
代表取締役 比嘉 良弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを用いた営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

株式会社 エバーグリーンライン

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日	令和元年8月7日	許可番号	1243
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、がれき類)		
設置場所	川崎市川崎区扇町1番1(扇町9番1号)		
処理能力	37.8t/日(9時間稼働)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
留意事項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。